司法書士

レベルを体感！
実践力PowerUp講座　模擬講義②

LEC東京リーガルマインド

0 001921 194649
SU19464

司法書士

実践力Power Up講座
民法
サブテキスト

LEC 東京リーガルマインド

テキスト P.　　【⑧】

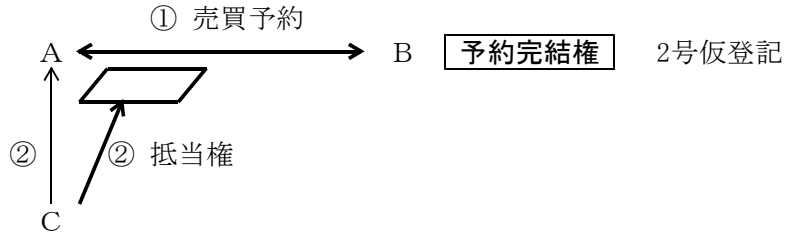

1	所有権保存	①	余白	所有者　A
2	所有権移転請求権仮登記	②	年月日売買予約	権利者　B
	余白		余白	余白

1	抵当権設定	③	年月日金銭消費貸借同日設定	抵当権者　C

テキスト P.　　【⑨】

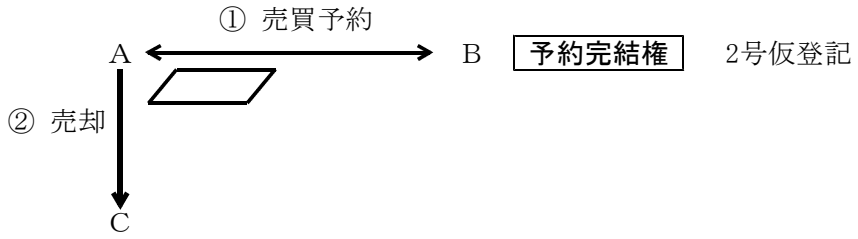

1	所有権保存	①	余白	所有者　A
2	所有権移転請求権仮登記	②	年月日売買予約	権利者　B
	余白		余白	余白
3	所有権移転	③	年月日売買	所有者　C

＜時効の利益の放棄＞

<table>
<tr><td rowspan="4">時効完成後</td><td rowspan="2">時効完成を知っている</td><td>時効の利益の放棄</td><td>○（１４６）</td></tr>
<tr><td>債務の承認</td><td>時効の利益の放棄と扱う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">時効完成を知らない</td><td>時効の利益の放棄</td><td></td></tr>
<tr><td>債務の承認</td><td>時効の援用権の喪失
（最大判昭41.4.20）</td></tr>
<tr><td>時効完成前</td><td colspan="2">債務の承認</td><td>更新事由（１５２）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">時効の利益の放棄</td><td>×（不可，１４６）</td></tr>
</table>

＜時効の完成猶予と時効の更新＞

時効の完成猶予 ⇒ 猶予事由が発生しても，**時効期間の進行自体は止まらない**が，本来の時効期間の満了時期を過ぎても**一定期間は時効が完成しない**とする制度

時効の更新 ⇒ 更新事由の発生によって，それまで進行した時効期間は一切効力を失い，また**新たに時効期間が進行する**ことをいう。つまり**振り出しに戻ること**である。

＜時効の完成猶予と時効の更新＞

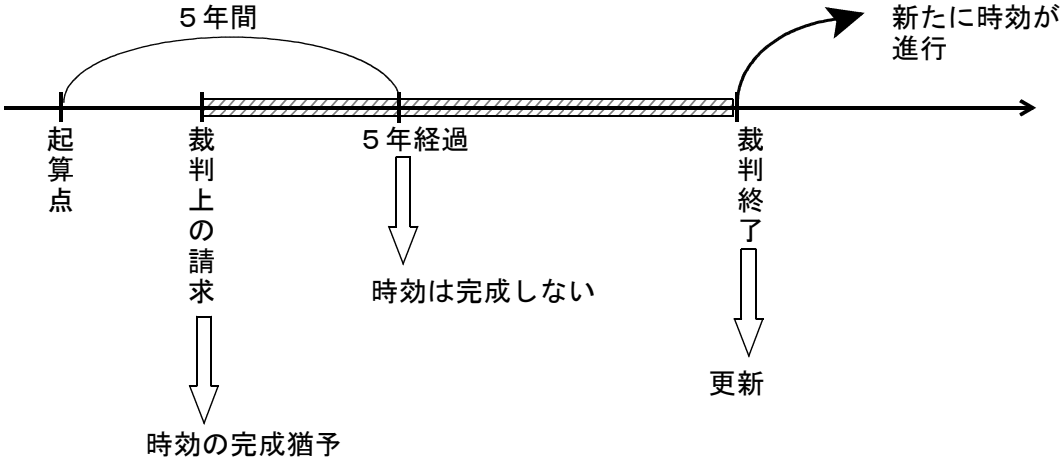

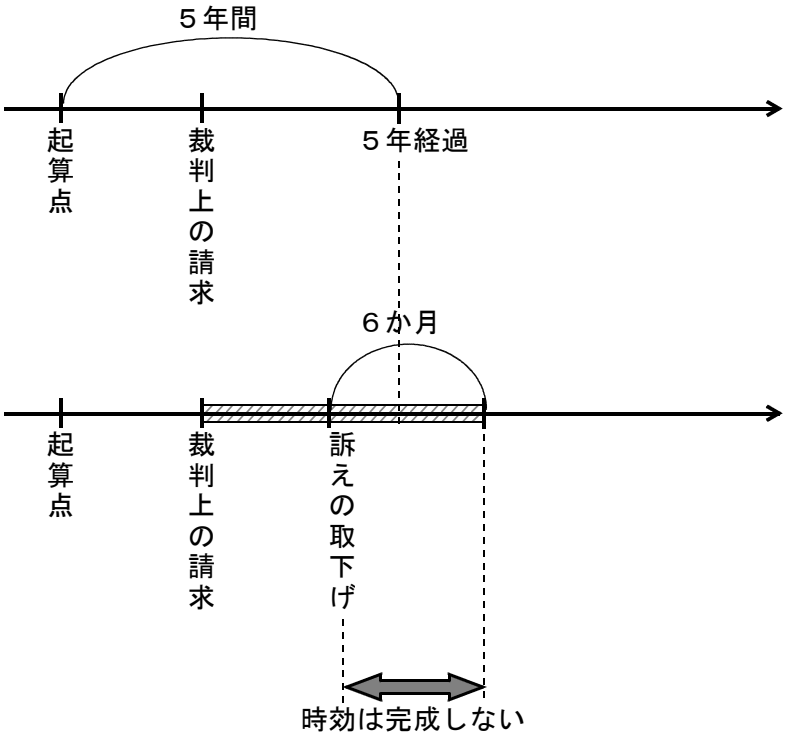

＜時効の完成猶予と時効の更新（まとめ）＞

事由	完成猶予	更新
裁判上の請求（147Ⅰ①・Ⅱ） 支払督促（147Ⅰ②・Ⅱ） 和解・民事調停・家事調停（147Ⅰ③・Ⅱ） 破産・再生・更生手続参加（147Ⅰ④・Ⅱ）	終了するまでの間	確定判決等で権利が確定した場合 →　終了時から
	訴え却下・棄却・取下げ等の場合は終了時から6か月経過するまでの間	なし
強制執行（148Ⅰ①・Ⅱ） 担保権の実行（148Ⅰ②・Ⅱ） 担保権の実行としての競売（148Ⅰ③・Ⅱ） 財産開示手続（148Ⅰ④・Ⅱ）	終了するまでの間	終了時から
	申立ての取下げ・取消しによって終了した場合は終了時から6か月経過するまでの間	なし
仮差押え・仮処分（149①②）	終了から6か月経過するまでの間	なし
催告（150）	催告から6か月経過するまでの間	なし
協議を行う旨の合意（151）	次のいずれか早い時まで ⅰ合意時から１年経過 ⅱ協議期間経過 ⅲ協議続行拒絶通知から6か月経過	なし
承認（152）	なし	承認時

＜消滅時効の主観的起算点と客観的起算点＞

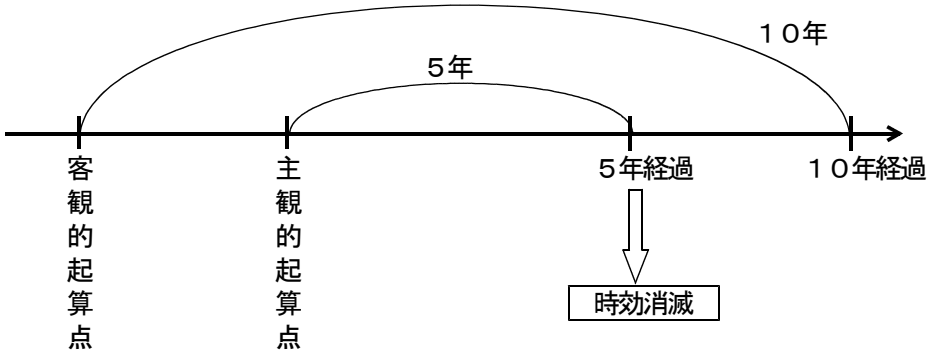

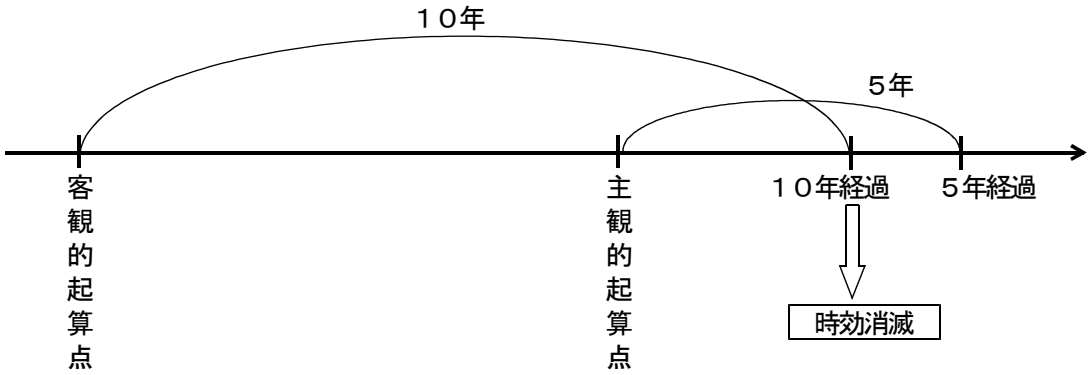

司法書士

実践力Power Up講座
民法
セルフレクチャー

LEC 東京リーガルマインド

第５章　時　効
第１節　総　説

１．時効総則

① 消滅時効の起算日とはいつか。	権利行使できる時点
② ＡがＢに債権を持っている場合，消滅時効の効力は起算日に遡るとはどういうことか。	「消滅時効の効力」とは，ＡのＢに対する債権が消滅することだから，Ａが権利行使することができる時点まで遡って，Ａの債権が消滅していたことになるということ → よって途中の遅延損害金も支払わなくてよいことになる
③ 取得時効の起算日とはいつか。	占有開始日
④ Ａ所有建物をＢが占有している場合，取得時効の効力は起算日に遡るとはどういうことか。	「取得時効の効力」とは，ＢがＡ所有建物の所有権を原始取得することだから，Ｂが占有を開始した時点まで遡って，Ｂが建物の所有権を取得していたことになるということ → よってＢの途中の占有は不法占拠ではなくなり，その間の賃料相当額も支払わなくてよいことになる
⑤ 判例は，時効期間の経過により直ちに権利得喪の効果が生じるのではなく，時効の援用を［　　］として権利得喪の効果が生じるとする説に立っている（最判昭61.3.17）	停止条件
⑥ 消滅時効の援用権者は，保証人，物上保証人，第三取得者その他権利の消滅につき［　　］を有する者である（改正145）。	正当な利益
⑦ 後順位抵当権者は先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできるか。	できない（最判平11.10.21）
⑧ ＡのＢに対する資金債権が消滅時効完成している場合，Ｂに対して債権を有する一般債権者Ｃが消滅時効を援用することができるか。	できない
⑧-1 ⑧の場合において，Ｃが債権者代位権の要件を満たした場合はどうか。	Ｂの時効援用権を代位行使することができる（最判昭43.9.26）

⑨ Ａ所有の土地について，Ｂが建物を建てて取得時効に必要な期間占有している場合に，Ｂから当該建物を賃貸しているＣは，取得時効の援用することができるか。

できない（最判昭44.7.15）

⑩ 被相続人の占有により取得時効が完成した場合において，その共同相続人の１人が取得時効を援用することができるか。

自己の相続分の限度において，取得時効を援用することができる。

⑪ 時効の援用の効果は［　　］な効力であり，例えば，援用権者が２人以上いる場合，その１人が援用したとき，援用の効力は他の援用権者に［　　］（大判大8.6.24）。この理由は，［　　］である。

相対的

及ばない

各援用権者の意思を尊重するため

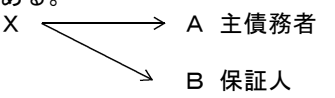

主債務が１０年で時効消滅した場合に保証人（Ｂ）は主債務について消滅時効の援用が［　　］，これにより，Ｂとの関係では，Ｘ・Ａ間の主債務は［　　］ものとして扱われるが，Ａとの関係では，Ｘ・Ａ間の債務は［　　］ものとして扱われるから，後にＡによる主債務の弁済は有効である

でき

消滅した

依然として消滅していない

⑫ 時効の利益の放棄について答えよ。

時効完成後に，時効完成を知って，時効の利益を受けないと意思表示をすること

⑬ 時効の利益の放棄は［　　］な効力であるから，放棄した者に限って［　　］を失う
上記の具体例を挙げよ

相対的

時効の援用権
主債務者が主債務の消滅時効の利益を放棄しても，保証人は主債務の消滅時効を援用することができる（大判大5.12.25）

⑭ 時効完成後に時効完成を知らずに債務の承認をした場合の効果について答えよ。

時効完成を知らないので，時効の利益の放棄には当たらない
時効完成後なので，更新事由としての承認にも当たらない
→ 信義則上，時効援用権を喪失する

⑮ 時効完成後に時効完成を知って債務の承認をした場合の効果について答えよ。

時効完成後，かつ，時効完成を知っているので，使った表現（言葉）にかかわらず，時効の利益の放棄として扱われる

２．時効の完成猶予・更新

① 完成猶予とは何か答えよ。	猶予事由が発生しても，時効期間の進行自体は止まらないが，本来の時効期間の満了時期を過ぎても一定期間は時効が完成しないとする制度
② 時効の更新とは何か説明せよ。	更新事由の発生によって,それまで進行した時効期間は一切効力を失い,また新たに時効期間が進行することをいう。 つまり振り出しに戻ることである。
③ 次に掲げる事由がある場合には、その事由が［　　］は、時効の完成は猶予される（改正147）。 ⅰ裁判上の請求 ⅱ支払督促 ⅲ和解又は民事調停若しくは家事調停 ⅳ破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	終了するまでの間
④ 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定した場合の効果を答えよ。	時効が更新される（改正147Ⅱ）
⑤ 訴えが取下げ・棄却等により権利が確定することなく終了した場合はどうか。	その終了の時から6か月を経過するまでの間，時効の完成が猶予される（改正147Ⅰ柱書括弧書）
⑥ ⑤の場合，時効は更新されるか。	更新されない。
⑦ 被告として応訴し，自らの権利を主張して［　　］の判決を求めることが裁判上の請求に準ずるものとして時効の完成を猶予する。	請求棄却
例えば，債務不存在確認の訴えの被告が，債権の存在を主張して［　　］の判決を求める場合は，訴訟物たる債権の消滅時効の完成を猶予する(大連判昭14.3.22)。	請求棄却
⑧ 次に掲げる事由がある場合には、その事由が［　　］は，時効の完成は猶予される（改正148Ⅰ）。 ⅰ強制執行 ⅱ担保権の実行 ⅲ担保権の実行としての競売 ⅳ財産開示手続（民執196）	終了するまでの間
⑨ ⑧により，債権の全額を回収することができずに債権が残った場合の効果を答えよ。	⑧の手続きが終了した時に時効が更新される（改正148Ⅱ本文）。

⑩ ⑧の手続きが申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって終了した場合の効果を答えよ。	手続きが終了した時から6か月を経過するまでの間，時効の完成が猶予される（改正148Ⅰ括弧書）。
⑪ ⑩の場合，時効は更新されるか。	更新されない。
⑫ 他人の申し立てた不動産の強制競売手続きにおいて，執行力ある債務名義の正本に基づいて配当要求をした場合は，［　　］	時効の完成を猶予する　（最判平11.4.27）
⑬ 物上保証人に対して差押えをするときは，［　　］時効の完成を猶予しない（改正154）。具体的には，［　　］時に，被担保債権の時効の完成を猶予する（最判平8.7.12）。	主債務者(被担保債務者)に対して通知をしなければ 競売開始決定正本が主債務者(被担保債務者)に送達された。
⑭ 仮差押え又は仮処分があった場合には、［　　］は、時効の完成は猶予される（改正149）。	その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間
⑮ ⑭により，時効は更新されるか。その理由を答えよ（難）。	更新されない。 仮差押え・仮処分はその後の訴え定期等が予定されており，それまで時効完成を阻止する暫定的な手続きとされているからである。
⑯ 仮差押え又は仮処分があった後，被保全債権について本案の勝訴判決が確定した場合は時効の完成猶予の効果はどうなるか。	完成猶予のまま（時効は更新しない）
⑰ 催告があったときは、その時から［　　］を経過するまでの間は、時効の完成を猶予する（改正150Ⅰ）。	6か月
⑰-1 催告の具体例を答えよ。	口頭・メール・ＦＡＸ等で支払を請求する 支払を求める手紙（内容証明郵便など）を出す
⑱ 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告により，さらに時効の完成は猶予されるか。	猶予されない（改正150Ⅱ）。

⑲ 権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効の完成は猶予される（改正151）。 ｉその合意があった時から［　　］を経過した時 ⅱその合意において当事者が協議を行う期間（［　　］に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時 ⅲ当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から［　　］を経過した時	１年 １年 6か月
⑲-1 ⑲のｉⅱの趣旨を答えよ(難)。	債務者に何とか支払ってもらおうと，債権者と債務者が協議を行っている間に時効が進行してしまうと，訴訟などの手続きによらずに話し合いで解決しようとしているにもかかわらず，時効の完成を猶予するためだけに訴え等を提起せざるを得なくなり適当でないから。
⑳ ⑲の規定により時効の完成が猶予されている間に，再度の合意があった場合の効果を答えよ。	さらに時効の完成猶予の効力を有する。 ただし、その効力は時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて５年を超えることができない（改正151Ⅱ）。
21 催告によって時効の完成が猶予されている間に，協議を行う旨の合意があった場合の効果を答えよ。	協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の効力を有しない（改正151Ⅲ前段）。
22 協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間に，催告があった場合の効果を答えよ。	催告による時効の完成猶予の効力を有しない（改正151Ⅲ後段）。
23 権利の承認があったときの効果を答えよ。	時効が更新される（承認の時から新たに時効は進行を始める）。 （改正152）
24 権利の承認の具体例を答えよ。	債務の一部を弁済すること 利息を支払うこと 支払い猶予を申し入れること
25 管理行為の定義及び管理行為をする能力のない者を答えよ。	保存行為・利用行為・改良行為の総称 未成年者と成年被後見人は管理行為を単独でする能力なし
26 処分行為の定義及び処分行為をする能力のない者を答えよ。	売却・地上権設定・債権の放棄など，管理行為に対置されるもの 制限行為能力者は単独で処分行為をする能力・権限なし
27 時効完成前の権利の承認に必要な能力を答えよ。	管理能力(管理行為を単独でする能力)があれば足り，当該権利についての処分についての行為能力又は権限があることを要しない（処分行為を単独でする能力・権限は不要）。

28 被保佐人・被補助人は単独で承認することができるか。	被保佐人・被補助人は，保佐人・補助人の同意なくして承認することができる。
29 未成年者と成年被後見人は，単独で承認することができるか。	未成年者と成年被後見人は，単独で承認できない。 ∵ 管理が能力がないから。
30 時効完成後の権利の承認に必要な能力を答えよ。 被保佐人・被補助人は，保佐人・補助人の同意なくして時効完成後の承認をすることができるかについても答えよ。	当該権利についての処分についての行為能力又は権限があることが必要である。 → 被保佐人・被補助人は，保佐人・補助人の同意なくして時効完成後の承認をすることができない
31 時効完成前に債務者が権利を承認したことにより被担保債権について消滅時効の完成が猶予された場合，その効果は物上保証人にも及ぶか。その理由も答えよ	その時効完成猶予の効果は物上保証人にも及ぶ（最判平7.3.10） ∵ 担保権の附従性
32 時効の完成猶予及び更新の効果は［　　］であり，当事者（及びその承継人）の間でしか効力を生じない（148）。 ex.連帯債務者の1人が承認しても，その者の債務が時効更新するだけで，他の連帯債務者の債務は更新しない。	相対効
33 時効の期間の満了前［　　］以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から［　　］を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効の完成は猶予される（改正158Ⅰ）。	6か月 6か月
34 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から［　　］を経過するまでの間は、時効の完成は猶予される（改正159）。	6か月
35 除斥期間と時効の差異を４つ答えよ。	ⅰ 援用不要 ⅱ 遡及効がない ⅲ 完成猶予や更新がない ⅳ 権利発生時を起算点とする

36 まとめ

事由	完成猶予	更新
裁判上の請求（147Ⅰ①・Ⅱ） 支払督促（147Ⅰ②・Ⅱ） 和解・民事調停・家事調停（147Ⅰ③・Ⅱ） 破産・再生・更生手続参加（147Ⅰ④・Ⅱ）	□ 訴え却下・棄却・取下げ等の場合は□	確定判決等で権利が確定した場合 → □から □
強制執行（148Ⅰ①・Ⅱ） 担保権の実行（148Ⅰ②・Ⅱ） 担保権の実行としての競売（148Ⅰ③・Ⅱ） 財産開示手続（148Ⅰ④・Ⅱ）	□ 申立ての取下げ・取消しによって終了した場合は□するまでの間	□から □
仮差押え・仮処分（149①②）	□するまでの間	□
催告（150）	□するまでの間	□
協議を行う旨の合意（151）	次のいずれか早い時まで ⅰ合意時から□経過 ⅱ協議期間経過 ⅲ協議続行拒絶通知から□経過	□
承認（152）	□	□

事由	完成猶予	更新
裁判上の請求（147Ⅰ①・Ⅱ） 支払督促（147Ⅰ②・Ⅱ） 和解・民事調停・家事調停（147Ⅰ③・Ⅱ） 破産・再生・更生手続参加（147Ⅰ④・Ⅱ）	終了するまでの間 訴え却下・棄却・取下げ等の場合は終了時から6か月経過するまでの間	確定判決等で権利が確定した場合 → 終了時から なし
強制執行（148Ⅰ①・Ⅱ） 担保権の実行（148Ⅰ②・Ⅱ） 担保権の実行としての競売（148Ⅰ③・Ⅱ） 財産開示手続（148Ⅰ④・Ⅱ）	終了するまでの間 申立ての取下げ・取消しによって終了した場合は終了時から6か月経過するまでの間	終了時から なし
仮差押え・仮処分（149①②）	終了から6か月経過するまでの間	なし
催告（150）	催告から6か月経過するまでの間	なし
協議を行う旨の合意（151）	次のいずれか早い時まで ⅰ合意時から１年経過 ⅱ協議期間経過 ⅲ協議続行拒絶通知から6か月経過	なし
承認（152）	なし	承認時

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

SU19464